



違法伐採対策推進国際セミナー2007 II in横浜

—信頼性と普及可能性のある合法木材証明システムを求めて—

サマリーステートメント

2007年12月4日

日本国政府は、2006年度から合法性・持続可能性が証明された木材（以下 Goho-wood という）を購入する政策を導入し、林野庁は「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下ガイドラインという）を発表した。これに対応し日本の木材業界は、「ガイドライン」に基づき Goho-wood を供給し普及する活動を行っている。その一環として、本年2月に「違法伐採対策推進国際セミナー2007 in 東京」を開催し、「Goho-wood 証明システムのネットワークを作ろう」との呼びかけを行った。そして今回、「違法伐採対策推進国際セミナー2007 II in 横浜」において、国内外から200名の参加者により、これまでの経験に基づき熱心な討議が行われた。

今回の国際セミナーは、木材輸出国における Goho-wood の供給の取組を日本に紹介するとともに、日本における Goho-wood の販売促進の取組を国内外に紹介し、今後の課題と展望を検討した。

本セミナーにおいては次のような議論が行われた。

- 違法伐採問題への取組が、地球規模での持続可能な森林経営を実現する重要な一歩であることを認識し、
- この問題で重要な位置にある日本の調達政策の実践と他国での同様な政策の経験を踏まえ、
- 来年日本で開催される G8 北海道洞爺湖サミットが、この問題の国際的な討議の場になることを期待し、
- 今後の Goho-wood 調達促進を通じた違法伐採問題への取組に向けて努力する。

これらの議論を踏まえて、本セミナー実行委員会は、以下のメッセージを発信する。

1. 木材需要の 8 割を海外に依存する日本において、すべての木材・木材製品を対象とする Goho-wood の取引を拡大することは、国際的な違法伐採問題の解決と、持続可能な森林経営に向けた取組として、極めて大きな影響力を持つ。
2. 「ガイドライン」を契機に日本の木材業界が作った Goho-wood の供給に対する認定制度は、効率的で普及可能なシステムとして注目される。Goho-wood の供給を核としたこの制度が、需要者から信頼され、さらなる国際的評価を得るために、木材業界は、森林の持続可能性の証明をより重視し、企業として一層の社会的責任 (CSR) を果たしていくことが期待される。
3. 違法伐採対策への取組を強化するには、効率的で普及可能な、かつ信頼性のある Goho-wood の供給の連鎖を確立することが大切である。この連鎖の確立は公共調達から、企業の社会的責任としての調達、個人消費者の調達へと発展させる基盤となる。日本のガイドラインと木材業界の取組は、各国における Goho-wood の生産と消費を促すものになる。
4. 消費国における Goho-wood の利用を定着させるためには、供給の連鎖についての信頼性の確保が不可欠である。合法性・持続可能性に関するより包括的・実用的な基準、証明システムの信頼性を担保する仕組みに関する今回のセミナーでの議論は、今後の検討に有益な示唆を与えるものである。
5. 2008 年の洞爺湖サミットに向けた議論に貢献するため、我々は次のように提言する。
 - 1) 日本と同様の政府調達方針を持つ国々と協力し、供給国側の証明コストを低減し、Goho-wood の貿易を促進することが重要である。さらに、政府調達方針の信頼性を付与するため第三者機関の役割に注目する必要がある。
 - 2) 木材貿易のグローバル化に対応し、生産国と消費国は合法性と持続可能性の証明を一層進め、合法性と持続可能性が証明されていない木材の流通拡大を防ぎ、持続可能な森林経営を促進させる必要がある。
6. こうした取組の促進には、Goho-wood 証明システムのネットワークを維持し、国際的協調の輪を広げていくことが重要である。